

# 吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条  
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

令和 3 年 9 月 30 日

オムロン株式会社

滋賀セミコンダクター株式会社

令和 3 年 9 月 30 日

## 吸収分割に関する事後開示事項

京都市下京区塩小路通堀川東入  
南不動堂町 801 番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 山田 義仁

滋賀県野洲市市三宅 686 番地 2

滋賀セミコンダクター株式会社

代表取締役 用害 毅

オムロン株式会社（以下「オムロン」）および滋賀セミコンダクター株式会社（以下「SSC」）は、令和 3 年 7 月 29 日付「吸収分割契約書」（以下「本件契約」）に基づき、令和 3 年 9 月 30 日を効力発生日として、MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）事業に関してオムロンが有する権利義務を SSC に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」）を行いました。

つきましては、会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則（以下「規則」）第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づき下記事項を開示し、オムロンおよび SSC の本店にそれぞれ備え置くものとします。

### 1. 吸収分割が効力を生じた日（規則第 189 条第 1 号）

本件吸収分割は、令和 3 年 9 月 30 日に効力を生じました。

### 2. 吸収分割株式会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過（規則第 189 条第 2 号）

#### (1) 株主の差止請求（会社法第 784 条の 2）に係る手続の経過

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書により、オムロンの株主は会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求をすることはできません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

本件吸収分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条第 1 項括弧書により、オムロンの株主は株式の買取を請求することはできません。

#### (3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

本件契約において、会社法第 758 条第 5 号および第 6 号に掲げる事項についての定めはありません。

#### (4) 債権者の異議（会社法第 789 条）の手続の経過

オムロンは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき令和 3 年 8 月 20 日付の官報において公告するとともに、同日付けの電子公告により

公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

オムロンが SSC の特別支配会社であり、かつ、他に SSC に株主が存在しないため、会社法 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求を行うことができる反対株主は存在しません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）の手続の経過

SSC は、令和 3 年 8 月 20 日付の官報において公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、SSC においては、知れたる債権者が存在しませんでしたので、個別の催告は要しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第 189 条第 4 号）

SSC は、本件契約の定めに従いオムロンの MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割におけるオムロンおよび SSC の変更登記は令和 3 年 9 月 30 日に行う予定です。

6. 吸収分割に関する重要な事項（規則第 189 条第 6 号）

本件吸収分割はオムロンと完全子会社との間の吸収分割であるため、本件契約に定めるとおり、SSC はオムロンに対し承継の対価を交付しませんでした。

上記のほか、本件吸収分割に関する重要な事項はありません。

以上